

# 施設基準および院内掲示事項

2026 年 6 月診療報酬改定対応（外来等における掲示事務事項）

当院は、厚生労働省が定める基準を満たし、東海北陸厚生局に届け出を行っている保険医療機関です。患者さんに安心・安全で質の高い医療を提供するため、以下の通り体制を整え、適正に診療報酬を算定しております。

## 1. 明細書発行体制について

対象の加算	明細書発行体制加算
当院の体制	医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進するため、領収書の発行時に、個別の診療報酬の算定項目の分かる「明細書」を無料で交付しております。 公費負担医療の対象者等で自己負担のない患者さんにつきましても、同様に無料で交付しております。（明細書には使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されます）

※明細書の発行を希望されない場合は、受付窓口にごその旨をお申し出ください。

## 2. 夜間・早朝等加算について

対象の時間帯	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平日：午後 6 時以降</li><li>・ 土曜日：正午（12 時）以降</li></ul>
概要	厚生労働省の規定により、上記時間帯に受付をされた場合は、当院の通常の診療時間内であっても、診療費に「夜間・早朝等加算（50 点）」が適用されます。

## 3. 時間外対応体制について

算定区分	時間外対応体制加算 1
当院の体制	当院をかかりつけ医として通院されている患者さんが、診療時間外に緊急の体調不良等の相談が必要になった場合に備え、以下の体制を整えています。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 診療時間外、夜間及び休日に、当院の電話番号にお電話をいただいた場合、原則として留守電メッセージ後、院長（または当院の医師）の電話番号におかけ直しいただき、必要な受診や処置について相談に応じます。</li><li>・ 診療や学会出席等のやむを得ない事情により、一時的に電話に出られない場合は、留守番電話等で対応させていただきます。その際は、折り返しご連絡いたします。その際は、折り返しご連絡いたしますので、お名前・ご連絡先・メッセージを残してください。</li></ul>

#### 4. 短期滞在手術等基本料について

算定区分	短期滞在手術等基本料 1
当院の体制	当院では、日帰り手術（大腸ポリープ切除術など）を安全かつ円滑に行うため、適切な施設基準（従事者の配置、安全管理体制、必要な機器の配備など）を整えて東海北陸厚生局に届け出ております。 対象となる日帰り手術・処置を施行した際には、患者さんの安全確保のため体制評価として「短期滞在手術等基本料 1」を診療費用に加算して算定いたします。

#### 5. 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算について

対象となる加算	持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算（CPAP 管理体制）
当院の体制	睡眠時無呼吸症候群などに対する持続陽圧呼吸療法（CPAP）を適切かつ専門的に実施・管理するための基準を整えています。 ・適切な医療提供に必要な専門知識を持つ常勤医師・スタッフを配置しています。 ・遠隔モニタリングを用いた機器データの分析や、定期的な診療、使用状況・治療の効果の適切な評価・指導を行える充実した管理体制を確保し、患者さんの継続的な治療支援を行っています。

#### 6. 医療 DX 推進および電子的診療情報連携について

算定区分	電子的診療情報連携体制整備加算 2（医療 DX 推進体制整備加算）
当院の体制	医療デジタルトランスフォーメーション（DX）を通じて、質の高い医療を提供するための体制を整備しています。 ■オンライン資格確認システムを導入し、マイナ保険証（マイナンバーカード）を活用した診療情報（受診履歴、薬剤情報、特定健診情報等）を取得・活用して診療を行っています。 ■電子処方箋の発行体制、および電子カルテ情報共有サービスを活用した医療機関同士の情報連携体制について、今後段階的に導入・整備を進めてまいります。

#### 7. 外来感染対策および発熱患者等への対応について

対象となる加算	外来感染対策向上加算 / 発熱患者等対応加算
当院の体制	院内感染防止対策を徹底し、地域の患者さんが安心して受診できる体制を整えています。 ・専任の院内感染管理者を中心に、職員全員で標準的予防策および感染経路別予防策を実施しています。 ・定期的に医師会や基幹病院等と連携して院内感染対策の向上に努めています。 ・発熱や風邪症状、その他感染症が疑われる場合可能性がある患者さんについては、一般患者さんと動線や診察場所を分ける、または時間帯を区切る等の対策を講じています。

※発熱・感染症対応の観点から、受診をご希望の際は、事前にお電話でのご連絡にご協力をお願いいたします。

## 8. 生活習慣病管理および長期処方・リフィル処方箋について

対象の管理料	生活習慣病管理料（Ⅰ） / 生活習慣病管理料（Ⅱ）
当院の体制	高血圧症、脂質異常症、糖尿病を主病とする患者さんに対し、患者さん一人一人の状態に応じた個別の「療養計画書」を作成し、総合的な治療管理（服薬・栄養指導など）を行います。
処方について	患者さんの状態に応じ、医師の判断のもとで「28日以上長期処方」または「リフィル処方箋の発行」を行うことが可能です。 対応可能かどうかは、病状に応じて医師が適切に判断いたします。

## 9. 処方箋・医薬品の変更および使用について

一般名処方 (一般名処方加算)	お薬の供給不足が生じた場合でも必要な医薬品が円滑に提供できるよう、当院では医薬品の「商品名」ではなく、有効成分を示した「一般名（成分名）」での処方箋交付を行っています。これにより、薬局で後発医薬品（ジェネリック）を選びやすくなります。
後発医薬品	患者さんの経済的負担軽減や医療費適正化のため、厚生労働省の基準を満たした後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に推進しています。
バイオ後続品	インスリン等において、先行バイオ医薬品と同等の有効性・安全性が認められた「バイオ後続品（バイオシミラー）」の処方を品質や供給体制を確認したうえで積極的に推進しています。

## 10. 医療従事者の処遇改善について

対象となる評価料	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
目的とお願い	当院では、厚生労働省の方針に基づき、勤務する医療従事者（看護師、受付事務スタッフ等）の適切な処遇確保および賃上げ（ベースアップ）を実施するため、所定の評価料を算定しています。 地域の医療体制を維持し、より質の高い医療を提供し続けるため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。